

#### (目的)

第1条 日本胎盤臨床医学会（以下、医学会と略す）は正しい胎盤療法指導を行い得る医師を認定医に認定する。

#### (認定)

第2条 認定は、理事会の議を経て医学会代表理事が行う。

- (1) 理事会は、認定医試験を隨時実施する。
- (2) 認定医の申請は認定医申請書に審査・認定料を添えて医学会事務局に提出する。  
審査・認定料は10,000円（受験・登録費用を含む）とする。
- (3) 認定医証の有効期間は認定の日から5年間とし、5年ごとに更新しなければならない。

#### (認定基準)

第3条 認定のための必要条件を次のように定める。

- (1) 趣旨および目的の理解。
- (2) 総単位数30単位を下記により取得しなければならない。

・会員歴3年以上	5単位（必須）
・5例の症例提出	5単位（必須）
・大会で発表（1回につき）	5単位
・大会出席（1回につき）	5単位
（但し、大会出席は「3年間で2回以上」とする）	
・研修会出席（1回につき）	5単位
- (3) 認定医試験に合格すること。

#### (更新基準)

第4条 5年毎の認定医更新には下記の要件を満たさなければならない。

- (1) 更新時に医学会の会員であること。
- (2) 更新申請の直前5年間に下記研修単位を10単位以上取得していること。

・5例の症例提出	5単位（必須）
・大会で発表（1回につき）	5単位
・大会出席（1回につき）	5単位
・研修会出席（1回につき）	5単位
- (3) 定められた更新料（10,000円）を納付すること。

#### (認定の取消)

第5条 以下の場合は認定医の認定は取り消されるので、認定証を返納しなければならない。

- (1) 医学会を退会した時、あるいは認定医の更新がされなかった時。
- (2) 認定医としてふさわしくない行為があったとき、代表理事は理事会の議を経て認定を取り消すことができる。